

多治見市広報紙及びウェブサイトに掲載する広告に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市広告掲載取扱要綱（平成19年告示第55号。以下「取扱要綱」という。）第6条第2項及び第19条の規定に基づき、市の広報紙及び市ウェブサイトに掲載する広告に関して、必要な事項を定める。

(広告の掲載期間)

第2条 広告の掲載期間は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙 1号を単位とし、連続する12箇月以内
- (2) 市ウェブサイト 1箇月を単位とし、連続する12箇月以内

(広告内容の調整)

第3条 市長は、広告のデザイン及び内容について、広告媒体のイメージを損なうことのないよう広告主と調整することができる。

(広報紙の広告掲載位置等)

第4条 広報紙の広告の掲載位置は、市長が指定するものとし、広告の色彩は、市長が指定する1色及び黒色とする。ただし、広告に画像を使用する場合は、当該画像の色彩は黒色とする。

(広報紙の広告枠数)

第5条 広報紙の広告掲載枠数は、1号につき12枠までとする。ただし、市長が市の政策の推進に特に有益であると認めた広告については、12枠を超えて掲載することができる。

(広報紙の広告掲載規格)

第6条 広報紙の広告の掲載規格は、1枠につき縦6.0センチメートル、横8.0センチメートルとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一ページ中の2枠又は4枠（2枠の場合は縦6.0センチメートル、横16.0センチメートルとし、4枠の場合は縦12.0センチメートル、横16.0センチメートルとする。）をまとめて一つの広告の掲載規格とすることができる。

(広報紙の広告掲載料金)

第7条 広報紙の広告掲載料金は、1枠1号につき、20,000円とする。

(市ウェブサイトの広告等)

第8条 市ウェブサイトに掲載する広告は、広告主が設置するウェブサイト（以下「広告主ウェブサイト」という。）にリンクするバナー広告とする。

- 2 バナー広告のリンク先である広告主ウェブサイトについても、取扱要綱第3条及び第4条の規定を適用する。

(市ウェブサイトの広告掲載位置)

第9条 前条第1項の広告掲載位置は、市ウェブサイトのトップページにおいて市長が指定する。

(市ウェブサイトの広告掲載規格)

第10条 市ウェブサイトの広告の掲載規格は、1枠につき縦60ピクセル、横150ピクセル、データ容量4キロバイト以内、データ形式はG I F（アニメーション、透過G I F不可）とする。

(市ウェブサイトの広告掲載料金)

第11条 市ウェブサイトの広告掲載料金は、1枠1箇月につき、10,000円とする。

(バナー広告のリンク先の変更)

第12条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに市長にバナー広告リンク先変更届（別記様式）を提出するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めのないものは、別に市長が定める。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月29日告示第174号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年1月21日告示第14号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年2月15日告示第35号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月15日告示第123号）

1 この告示は、平成24年4月16日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、施行日以後に募集する広告の掲載から適用し、施行日前に募集した広告の掲載については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月16日告示第282号）

この告示は、告示の日から施行し、平成26年4月号の広報紙に掲載する広告から適用する。

附 則（平成29年1月27日告示第10号）

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月号の広報紙に掲載する広告から適用する。

別記様式（第12条関係）